

第25期宝塚市農業委員会

令和7年第5回議事録

(2025年)

令和7年5月23日

(2025年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第5回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)5月23日(金)14時00分～1時30分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、

5. 欠席委員

13番田中宏明

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

1番上田健

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑

10. 議 題

1 報告第73号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第74号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第75号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

第25期宝塚市農業委員会令和7年第5回総会

日時：令和7年5月23日

開会 14時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和7年第5回総会を開催します。本日は、田中委員と上田推進委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第5回総会は成立しております。本日の議事録署名人は、10番金岡委員と11番西田委員にお願いします。審議に先立ちまして、事務局から人事について、事務局長から御報告願いたいと思います。

(異動の報告)

○林会長 事務局長から諸般の報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。今、局長のほうからお話がありましたように、22日に市議会本会議、新しい市長の施政方針がありました。宝塚市にとっては財政的には非常に厳しい中で事業を進めて行かなきゃいけないというようなことで、私も主な施政方針を述べられた中で、私たちのまちの課題は私事に感じながら、事業を進めていただきたい。課題は自分だけのものではない、みんなのもの、みんなで自分のことのように考えてほしいと。その辺りのことが私としては、一番印象に残りました。特に財政余裕がなければ事業も何も進められない。進められないから今度は市民から厳しい批判も受けるだろう。その中では対話も重ねながら進めて参りたいというようなことをおっしゃってありました。事業的なことは、広報などに載ると思いますので、また御覧いただければいいと思います。それでは、本日は議案等はなく、報告事項のみになります。報告第73号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告します。事務局から報告願いたいと思います。

○事務局 議案書の1ページを御覧ください。報告第73号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和7年(2025年)5月23日。宝塚市農業委員会会長、林五郎。では、2ページ目を御覧ください。こちらの4条届出ですけれども、2か月前の3月の総会の際に、同じく4条の届出で報告をさせていただいた内容になります。そのときから面積、地積の変更がございましたので、再度報告という形で皆様にお話をさせていただきます。

届出者は、宝塚市口谷東(住所)、(氏名)さん。届出地が口谷東(地番)と(地番)の2筆で、地目は両方とも田、地積は2筆合計で924㎡のうち499.87㎡です。耕作者は届出者と同じです。

転用目的がコンテナ事業で、造成期間が5月末から120日間。建設期間も同じく5月の末から120日間。施設の概要につきましては、コンテナの設置で、コンテナ設置の敷地面積として、499.87㎡です。2か月前の届出の際には、土地全部の924㎡で届出があったのですが、今回コンテナ設置部、当初の計画どおりコンテナ設置部のみの転用の届出という形で、再提出がございました。

その他といたしまして、水利組合の同意書の添付。隣接農地の同意書の添付。土地の全部事項証明書の添付がございました。申請地の内訳が、口谷東（地番）、田、627㎡のうち378.007㎡と、（地番）、地目は田、地積が297㎡のうち121.863㎡です。位置図につきましては3ページを、施設の概要につきましては4ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 今、事務局のほうから説明いただいた全くとおりでございまして、当初は農地全体の転用というところで、4条申請を出されていたのですけれども、建築指導課のほうから、全体ではなしに実際に事業をするこの部分だけの申請のほうが正しいんじゃないかという指摘があったということで、それは役所の中の農業委員会と建築指導課の考え方の相違だと思えます。申請人の方は、届出者の方は多少不服もあるかと思えますけど一応納得して、それで進めてもらって結構ですということで、また申請やり直しされております。特に問題ないと思えます。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か本件に対しまして、御意見、御質問ございますか。

○林会長 それでは、次に移りたいと思えます。続いて報告第74号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局説明願います。

○事務局 では、議案書の5ページを御覧ください。

報告第74号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。では、6ページを御覧ください。1件ございます。

届出者のうち、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さんです。届出地が伊子志（地番）の3筆で、地目は田、地積は3筆合計で373.54㎡。耕作者は譲渡人と同じです。

転用目的は、宅地の造成、戸建住宅、及び道路、ごみ捨場の設置です。造成期間が令和7年の6月1日から90日間で、建設期間が9月の1日から180日間です。

施設の構造につきましては、木造2階建ての3棟で、各延べ床面積は100㎡です。権利の種類につきましては、所有権の移転で、その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないため同意書の添付はございません。届出地の概要につきましては（地番）、田、面積が0.17㎡、（地番）、地目は田、地積が3.37㎡、（地番）、地目は田、地積が370㎡で

す。位置図につきましては7ページを、施設の概要につきましては8ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。平塚委員。

○平塚委員 残り少なくなる田んぼなんですけれども、1枚あるうち半分ほどを宅地にされるという形で、問題ないと思います。ただ、ちょっと気になるのはその他で、隣接農地がないためと書いてあるんですけど、隣接農地は、もともとありますよ。

○事務局 本人さんの土地を分筆されているので、隣接農地は、この譲渡人の方の農地になっています。

○平塚委員 同じ田んぼを分筆したような形になるので、問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か、本件に対しまして御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移りたいと思います。

報告第75号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の9ページを御覧ください。報告第75号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。10ページを御覧ください。2件ございます。

1件目が、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和4年4月29日から令和7年7月7日まで。耕作面積が300㎡。納税猶予地は、山本丸橋、(地番)の一筆で、面積は300㎡です。証明年月日は令和7年4月7日です。現状、畑として利用をされています。位置図につきましては11ページを御覧ください。

では、2件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年4月13日から令和7年4月8日まで。耕作面積は1,846.85㎡で、納税猶予地は安倉北(地番)の4筆です。面積は4筆合計で1,846.85㎡です。証明年月日は令和7年4月8日です。その他といたしまして、願出地の内訳が安倉北、(地番)、地目は田、地積が996.91㎡、(地番)、地目は田、地積が209.12㎡、安倉北、(地番)、地目は田、地積が567.43㎡です。あと地目は、(地番)の地目が田、地積が73.39㎡で、全て田んぼとして利用をされておりました。位置図につきましては12ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見なり、御質問ございますか。特にないようですので、以上で冒頭申しました本日の報告案件3件について、審議等は終了させていただきます。これをもちまして、令和7年第5回総会は閉会いたします。

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

10番 金岡 昭弘

11番 西田 勝